

## 平成 28 年度 第 1 回市川市社会福祉審議会 障害者福祉専門分科会会議録（詳細）

1 開催日時：平成 28 年 7 月 27 日（水）午後 1 時 30 分～3 時 40 分

2 場 所：市川市役所本庁舎 3 階 第 6-1 委員会室

3 出席者：

会 長 庄司委員

委 員 柴田委員（副会長）・戸坂委員・天野委員・松浦委員・村山委員・石原委員  
小野委員

事務局 障害者支援課（佐々木課長・新正主幹・石田主査・廣田主任主事）

発達支援課（野口主幹）

障害者施設課（鷲沼課長）

4 議 事：

- (1) 第 2 次いちかわハートフルプランの進捗状況（平成 27 年度）について
- (2) 次期計画策定に関するアンケート調査内容の検討について
- (3) その他

### 《配布資料》

- 分科会資料 1 第 2 次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画（第 3 次実施計画）・第 4 期市川市障害福祉計画】の進捗状況について（平成 27 年度）
- 分科会資料 2 次期計画策定に関するアンケート調査票（案）
- 分科会資料 3 次期障害者計画及び障害福祉計画策定に係るスケジュール（案）
- 当日配布資料 基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点に関する市川市自立支援協議会及び市川市障害者団体連絡会からの提案文書

## 1 開会

### 【 午後 1 時 30 分開会 】

事務局： 本日は、委員の方 8 名が全員出席ですので、分科会の開催は成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の予定につきましては、お手元に配布しました会議次第のとおりですが、審議に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

分科会資料 1 第 2 次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画（第 3 次実施計画）・第 4 期市川市障害福祉計画】の進捗状況について（平成 27 年度）

分科会資料 2 次期計画策定に関するアンケート調査票（案）

分科会資料 3 次期障害者計画及び障害福祉計画策定に係るスケジュール（案）でございます。また、次第と、当日配布資料として基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点に関する市川市自立支援協議会及び市川市障害者団体連絡会からの提案文書を机上にお配りしております。また、計画書 2 種類 市川市障害者計画基本計画（平成 20～29 年度）改訂版、第 2 次いちかわハートフルプラン【市川市障害者計画（第 3 次実施計画・第 4 期市川市障害福祉計画）（平成 27～29 年度）は、お手元でございますか。

また、先日の第 1 回社会福祉審議会でもお話しさせていただきましたが、今回の分科会より、こども政策部発達支援課の担当職員も事務局として同席させていただきます。また、本日は、障害者施設課長も出席させていただいております。よろしくお願いいたします。連絡事項は以上でございます。

それでは、ここからの進行は庄司会長にお願いしたいと思います。では会長、よろしくお願いいたします。

庄司会長： それでは、平成 28 年度第 1 回障害者福祉専門分科会を開催したいと思います。今回も、円滑な分科会運営に皆様のご協力をお願いしたいと思います。

はじめに、新任の委員の方もいらっしゃいますので、会議資料及び会議録の公開について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 会議録や資料についても審議会と同様に、「市川市における審議会等の会議公開に関する指針」に基づき、委員の実名での作成といった点も含めて市政情報センター等において情報提供することとし、併せて市のホームページでも公開していきたいと考えております。

会議録については、発言をすべて記述するのではなく、説明内容など割愛できるところは割愛し、会議の概要として作成したいと考えております。

庄司会長： 事務局から説明がありました、よろしいでしょうか。

一同： （異議なし）

庄司会長： 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局： 傍聴者はありません。

庄司会長： それでは、今後は、ただ今確認させていただいたルールで会議を進めていきたいと思いをします。

## 2 第2次いちかわハートフルプランの進捗状況（平成27年度）について

庄司会長： まず、ひとつ目の議題である「第2次いちかわハートフルプランの平成27年度における進捗状況について」に入りたいと思いをします。

それでは、事前配布の資料について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局より分科会資料1の説明。

庄司会長： どうもありがとうございました。それでは、ただいまのご説明を受けて、審議に移りたいと思いをします。資料の分量が多いので、まず、1ページから31ページまでの中から、ご質問、ご意見なんでも結構ですので、どうぞお願いいたします。

小野委員： 3点あります。まず1点目は、4ページの②就労支援の推進で、「市からの業務発注の件数は、前年度より1件増えて9件となった。」とありますが、金額の安いものと、高いものがあると思うので、指標となっている件数だけでなく、金額も示していただいた方が良く思いをします。

2点目は、5ページの④災害対策の推進の「避難行動要支援者名簿の取り扱いに関する覚書について新規の取り交しはなかった。」と書かれていますが、この書き方だと努力をしたのかどうかがわからないので、「活動をしたけれども新規の取り交しはなかった」等の一言を付け加える方が良く思いをします。実際には何らかの活動をされた上での結果だと思いをしますので。

3点目は、7ページの第2節社会参加・就労の促進のアウトプット評価にある「録音図書の音質を維持するため、カセットテープからDAISYへの媒体の返還を行っていく。」とありますが、「DAISY」とは何かかわからないので調べてみました。「アクセシブルな情報システム」ということですが、福祉の専門の方以外にはわかりにくいと思うので、「DAISY」の後に括弧書きで説明を入れていただいた方が良く思いをします。慣れない言葉については、そのようをお願いいたします。以上です。

庄司会長： ありがとうございます。ご質問に対して事務局の方からお願いします。

事務局： 一点目の、市役所からの業務発注は、指標として件数を掲げておりますが、おっしゃる通り金額は、当事者の方や受注される事業所にとって大きな問題だとも思いをします。出せる数値は資料に加える等の考慮をしたいと思いをします。

2点目の、「避難行動要支援者名簿の取り扱いに関する覚書」について、昨年度は残念ながら新規の取り交しがなく、事業を本格的に見直さなくてはならないと認識しております。まず、福祉部と、災害対策を担当している危機管理部、関係各課でプロジェクトチームを作り検討を始めました。災害対策に包括的に取り組むということで、事業名も「避難行動要支援者対策事業」と変更し進めて参ります。資料の文言につきましては、検討させていただきます。

3点目の、「DAISY」の日本語表記につきましては、次回の審議会資料には反映させていただきます。

庄司会長： ありがとうございます。その他にございますか。

松浦委員： 2ページの③地域生活の充実のところ、「指定一般相談支援事業所箇所数」は平成25年度から7箇所のまま増えていないのですが、計画相談（指定特定相談支援事業所）の方は増えてきて順調に推移しているとのこと説明でした。ただ、「指定一般相談支援事業所」が増えないと、入所施設や精神科病院からの地域生活移行のサポートがなかなか難しいと思います。行政の考えがあれば教えていただけますでしょうか。

事務局： 「指定一般相談支援事業所」は、主に地域移行、地域定着支援を行う事業所で、県の指定となっております。それに対して、「指定特定相談支援事業所」は、計画相談、計画作成、モニタリングを実施する事業所で、市の指定となっております。どちらも登録を呼びかけている状況ですが、「指定一般相談支援事業所」が増えていかない一因として、なかなか収益に繋がりにくい等、経済的な部分もあるかとは思いますが。市としては、「市川市障害児・者相談支援ガイドライン」という相談支援に携わる方に向けたガイドラインがありますので、地域移行支援事業、地域定着支援事業についての記述を通して理解を深めていただき、その上で参入していただけるように誘導できればと思っております。

庄司会長： ありがとうございます。他にございますか。

村山委員： まず、1ページの②就労支援の推進の「一般就労への移行者数」は、福祉施設からの移行者数ということですね。そこで、一般就労への移行者数が増えていて、就労移行支援事業所の利用者数もとても増えています。ただ、「就労移行支援事業所の数は少なく、知的障害者が行っているところはなかなかない。」といった現状なので、どうして増えているのかなと思います。特別支援高等学校の卒業生が就労継続支援B型事業所に行く前に、1週間アセスメントを受けなくてはならないのですが、それも人数の中に入っているのでしょうか。そうすると、この数字は違うのではないかと思うので、単なるアセスメントだけのものは括弧書き等にしていただければと思います。その部分の確認をお願いします。

次に、21ページの「相談支援グループスーパービジョン」と、29ページの「相談支援ガイドライン研修」については、相談支援の質の向上に関連するもので、評価はBとAですから、ほぼ達成したということだと思います。ただ、課題と今後の対応のところをもう少し細かく書いていただけないかなと思います。例えば、21ページの課題は「事例を通して見えてきた地域の課題をどのように検討し解決を図っていくか。」とあり、対応は「事例を通して見えた地域の課題を集約し、相談支援部会で検討。さらに自立支援協議会で議論していく。」と書かれています。計画相談で課題が見えているけれど、サービスに結びつかない状況の方に対して、その不足しているサービスを作るための取り組みをどのようにしてい

けば良いのかといつも考えます。自立支援協議会と相談支援部会のセットでやっていくものと理解していますが、現状はうまくいっているのか、やはりまだまだ課題があるのかは、どこかにきちんと書いていただきたいです。次の計画策定の時期になってきますので、そこに反映していくためにお願いいたします。以上です。

庄司会長： ありがとうございます。それについて事務局お願いします。

事務局： 1点目のご質問について、1 ページ②の中の「就労移行支援事業の利用者数」ですが、昨年度までの累計が 722 人で、平成 29 年度までの目標の 703 人は既に超えております。ただ、おっしゃる通り、特別支援高等学校高等部の生徒さんが卒業後、就労継続支援 B 型事業所に行くためには、事前にアセスメントを行うことが必要になっております。そのための利用者数が累計に入っているのかどうかは、確認をさせていただいて、入っているようであれば表記を工夫させていただきます。ただ、利用者の中には、市内の事業所だけではなく都内や、柏、船橋等の事業所を使っている方もいらっしゃいます。また、株式会社の参入も増えておりますので、そういったことから数値として伸びているのかなという認識がございます。

2 点目は、21 ページの「相談支援グループスーパービジョン」と 29 ページの「相談支援ガイドライン研修」ですが、これは相談支援の質を維持、向上させるための取り組みになっています。「グループスーパービジョン」では、事例検討から浮かび上がってきた地域課題を集約して、半年に一回、自立支援協議会の相談支援部会で報告をしております。また、本日の当日配布資料には、自立支援協議会から、市が進めている「基幹相談支援センター」と「地域生活支援拠点」の設置に向けて提言の文書があり、不足しているサービスとして、短期入所やグループホームの整備を求める記述もあります。もちろん全てではないですが、課題が吸い上げられる形はとれていると思いますので、表記についての検討をさせていただきます。以上です。

庄司委員： ありがとうございます。他にございますか。

柴田委員： 1 ページの「障害者虐待通報件数」について、平成 25 年度が 10 件で、平成 27 年度は 22 件になっていますが、行政はどういったものが障害者の虐待だと判断されているのでしょうか。私どもも、虐待に当たるのか、当たらないのかの解釈が非常に難しいので、通報の内容を少しお聞かせいただければと思います。

庄司会長： ありがとうございます。それでは虐待の内容についてお願いします。

事務局： おっしゃる通り、虐待をどこで判断するのかは、確かに難しいところでもあります。内容については、今年度のケースですが、軽度の知的障害の方からご主人による暴力をうけているという通報がありました。行政としては通報をもとに調査し、話を聞き内容を確認した上で、必要時は一時保護等の流れになるのですが、このケースでは身体に大きな皮下出血を確認しましたので虐待と判断し、緊急の

一時保護を福祉施設にお願いしました。施設の他、医療機関、警察とも連携して動いております。この方は、ご自身の意思でご家族のもとへ戻られましたので、再発の可能性も想定はしております。また、近隣の方からの通報で、親族からの身体的虐待が疑われるケースも何件かありました。一刻を争うようなケースもあるので、民間事業所の方と協力しながら対応させていただいております。「障害者虐待防止法」や、「障害者虐待支援センター」が周知されてきたこともあり、件数が少しずつ増えてきているのかと思います。以上です。

庄司会長： この通報件数というのは、どこかが受理した件数ということですか。

事務局： 障害者支援課に「障害者虐待防止センター」を設置しております。夜間は、職員が交代で携帯電話を所持し 24 時間対応をしていますので、そちらに通報が入ることもあります。

庄司会長： この通報件数に関しては、徐々に増えてきたから事態が悪化しているという解釈だけではなくて、むしろ見る目がセンシティブになってきて、その結果、数が増えたということもあると思います。

事務局： 通報件数が増えているから、一概に虐待が増えているという判断ではありません。今までどこにも訴えるところがなかったことが、「障害者虐待防止センター」の周知とともに通報へ繋がっていると認識しております。

庄司会長： ありがとうございます。虐待について周囲の見る目が増えたことと、24 時間体制で通報を受けてくださっていることも、件数が増える要因になっているのかなと思います。その他に何かございますか。

天野委員： 虐待の通報電話窓口は、24 時間 365 日体制で通報を受けているということでしたが、昨日、神奈川の施設で大量殺人事件がありました。やはり、「虐待が起きてから通報を受けて動く。」のではなく、このような事件を未然に防ぐためには、虐待件数ゼロを目指さなくてはいけないと思います。そのためのお考えや、事件を受けて、市川市でこれから考えていくことがあればお聞かせください。

事務局： 今回の事件は非常に衝撃的なものでして、我々、障害者支援課だけでなく福祉に関連する部署は大きな問題として捉えております。県の考えや、市の考えとして「こうしていきましょう」というものは、現時点では出しておりません。ただ、地域との関係性をさらに深めていくことが、虐待や事件を防いでいくためのヒントになると考えております。昨日、事件を受けて、障害者支援に関連する法人から「どうしたらいいでしょう」といった問い合わせがありました。自衛手段・避難方法は、事業所の規模や、いらっしゃる方の障害等によって違いますので、細かい部分は事業所主体で考えていただきます。ただ、市としましては、地域の皆さまとの連携で、虐待や事件を防いでいくという視点が重要だと考えております。以上です。

天野委員： もう一点だけすみません。今回の事件の場合、予告があったわけですね。予告があったけれども、施設として予算がないので警備を一人しかつけていなかった

たということです。例えば、市川の場合、予告が発覚した段階で行政が支援して警備員を増やす等の対応を、相談があれば考えることは可能なのでしょうか。

事務局： 大変難しいところだと思います。予告があったときに、どこまで、何ができるかを検討しなくてはなりません。長期的には、そういった視野も必要だという状況になってくれば、もちろん、財政とかけあい、予算取りをすることも考えていかなければいけません。やはり、今の時点では、地域、警察等との連携を考えています。将来的には財政と検討していきたいと思います。

事務局： 今回の事件は施設外からの侵入による被害ということでした。施設内部での問題については千葉県も、袖ヶ浦の施設での虐待事件がありましたので、第三者委員会を設置し防止に努めております。ただ、今回は想定をしていなかったところでの悲しい事件でしたので、今後はそういったことも含めて考えていかなければいけないのかなと思っております。

庄司会長： ありがとうございます。他にございますか。

村山委員： 私からも、事件を受けて考えたことをお話しします。一つは、「被害を受けてしまった知的障害者の施設や、知的障害のある人たちが、二度と合わないようにするためにはどうするのか。」という防止の観点と、もう一つは、加害者にも色々な状況が見えてきているわけで、「精神状況を持ちながらも加害者にならないような仕組み」の両方を考えなくてはならないと思います。片方だけ、例えば、施設側の防犯等で通常の生活に支障がきたすほどの行動制限や、更に外から守るといった方向にいつてしまつては、それこそ違うのではないかと考えています。この問題は、福祉関係者がどうするかということではなく、社会全体がどうするかを問われていると思いますので、対応を早急に決めるのではなく、じっくり考えなくてはいけないと思っています。福祉と医療と警察とが、しっかり連携を取っていくことで加害者にしないようなことを考えていくことも必要です。私は、「もし、市川市だったら今回の事件の加害者は、加害者にならなくて済んだのかな。」と考えました。市川市の、そういった障害のある方への支援の厚さを考えると、「市川だったら起こらなかった。」と思いたいという気持ちもあります。市川市で、今できていることはもっと深めていく方向で、良い方向に動いて行っていたらいいなと思います。

庄司会長： ありがとうございます。大学でも福祉を志す学生たちは、福祉に関わった人がこのような事件を起こし、また、同じ職場にいるかもしれないということに、非常にショックを受けておりました。今、村山委員がおっしゃったように、加害者にならないような対応も同時に考えていかないといけないと思います。加害者自身もある意味、社会的弱者という視点も持ちつつ、施設では防犯面も考えていかないといけないので、本当に難しい、大きな宿題だと思います。その他にご質問等ありますでしょうか。

では、私から二つほどあります。まず、1 ページから 3 ページの表の数値につ

いてです。この数値は、年度ごとの年間の新規件数なのか、それともこれまでの累計数なのか、頭の中で確認しながら見ていますが、数値の中には累計と書いてあるところと、単に数値の書いてあるところがあります。更に2ページの④災害対策の推進で、「自治会等への啓発事業回数」では、新年度ごとに新たに回数が設定されるというものです。そして、③地域生活の充実で、「入所施設からの地域生活移行者数」は、累計ということで、平成27年度は平成26年度の2人も含めて新規を上乗せしたということですよ。この表を、ぱっと見て、見やすいように工夫していただく算段があれば、ぜひお願いします。

二つ目は、15ページの「特別支援教育推進事業」の平成27年度の課題欄で、「相談数を制限するなどすることが必要。」とあります。これは、ニーズが上がってきたものを刈り込んでいくとか、削除するとか、先着順だというようなイメージを与えかねませんので、たくさんの相談があるなら、その「ニーズに対応するための体制のあり方を検討する。」というような文言に書き換えていただいた方が良くはないかと思います。制限するという言葉がちょっと気になりました。以上2点です。

事務局： ありがとうございます。まず、1ページから3ページは重点施策の表になりますが、一番左の列の指標等の数値設定を、累計にしているものが2点あります。1ページの②就労支援の推進、「就労移行支援事業の利用者数」と、2ページの③地域生活の充実の「入所施設からの地域生活移行者数」です。これは2点とも「障害福祉計画」の数値目標に出ている部分から持ってきています。この表は確かにわかりにくいとは思っていました。ただ、障害福祉計画の指標の設定については国が出す基本指針より、定められているもので、変えることができません。そこで、数値の前に累計と表記してみました。何か良い方法があれば教えていただきたいなと思います。

庄司会長： それでは、2ページの③地域生活の充実、「精神科病院長期在院者数」の場合は、平成26年度が278人で、平成27年度は総数が223人に減ったということですか。

事務局： はい。そうなります。やはり、累計での表記の2点がわかりにくいのだらうと思います。

庄司会長： わかりました。

事務局： 次に、2点目の15ページ「特別支援教育推進事業」の課題ですが、この「制限する」という意味がどういったものなのかを、所管課に確認した上で審議会に臨みたいと思います。

庄司会長： ありがとうございます。31ページまでのご意見、ご質問はよろしいでしょうか。では、32ページから最後の80ページまでで、ご意見、ご質問があればお願いします。

委員： 58ページの「就労移行支援」の課題で、「利用者が個々の状況、目的に即して



事業所を選ぶようになってきているので、事業所側も質の高いサービスを提供する必要がある。」とありますが、質の高いサービスという言い方は合わない気がします。ニーズに合うサービスといったような形の方が、この趣旨には合うと思うので検討していただきたいと思います。

事務局： 「就労移行支援」の利用者の方々は様々な状況がございます。また、「就労移行支援事業所」は、株式会社の参入もあり様々な特色を持った事業所が増えてきております。では、質が高いとは何をもっていうのかとなると、就労に結びつくことだとは思いますが。ただ、今、おっしゃっていただいたように、「それぞれのニーズに合った。」という言葉の方がしっくりくるのかと思いますので、これに関しては訂正させていただきます。

庄司会長： ありがとうございます。その他に何かございますか。

天野委員： 41ページの「手話奉仕員養成研修事業」についてです。私事ですが、家内がこの研修の修了生で手話奉仕員をやっています。ただ、県主催の「手話通訳者養成講座」は開催場所が遠くて、月に2日間の受講をしなければならないので、その時間を割くのは非常に難しいのではないかなと思います。ただ、聴覚障害者に対しての手話通訳者は、まだまだ少ない状況です。県主催の研修について、県内各地で受けられるように、できるだけ行きやすい、近い場所での開催を働きかけていただければ受講者が増えるのではないかなと思います。ここのところに、もう少し力を入れていただければと思います。よろしくお願いします。

庄司会長： ありがとうございます。今、現在はどこで行われているのですか。

天野委員： 確か、千葉市ですね。朝の9時から午後5時くらいまでで、まるまる二日です。これだと受ける人も二の足を踏むと思うんですね。

庄司先生： 県に働きかけるということですが、例えば、希望は出せるのですか。

事務局： 県主催の事業ではありますが、そういった要望があるということはお伝えできるかなと思います。

天野委員： これを受けないと手話通訳者にはなれないのです。ということは、市川ではなかなか増えていかないという現状なので、ぜひお願いしたいと思います。

庄司先生： よろしくお願いいたします。その他にはございますか。

村山委員： 38ページの(3)居住系サービスで、「グループホームは建築基準法や消防法の問題でなかなか増えていかない。」という話が先ほどありましたが、最近はオーダーリース方式というものも広まってきています。スプリンクラー等の関係で、家賃が高額になるという厳しい面もありますが、それよりも厳しいのは人材確保です。これは、泊まりの部分での労働基準法の縛りもあると思います。ですから、人材確保の問題の方を大きく書いていただきたいと思います。

もう1点は、41ページの「移動支援事業」についてです。「一人あたりの利用時間が大幅に増加した。」ということですが、最近、「利用時間を増やしたいけれども、増やしてもらえない。」という声も聞こえてきております。移動支援を利

用したいというニーズが増えているけれども、時間的に増やせない状況が見えてきています。平成 27 年度の進捗状況の課題として書けるのか、それ以降のことなのかはわかりませんが、検討していただきたいと思います。それと絡めて、児童福祉の「放課後等デイサービス」が非常に増えています。今、計算をしてみたのですが、47 ページの「移動支援事業」の平成 27 年度の実績量は、延べ利用時間が 1 年で 54,949 時間です。それに対して、48 ページの児童の「放課後等デイサービス」は、月に延べ 4,158 日です。年間に換算すると 49,896 日になります。「移動支援事業」の実績には児童も入っていると思います。これを比較してみると、「放課後等デイサービス」の伸びは大きいのですが、成人にとっての大事なサービスである移動支援が伸び切れていません。ニーズは絶対にあると思うのですが伸び切れず、児童は毎日のように放課後から 6 時くらいまで利用されていて、バランスの悪さを感じます。また、現在、「放課後等デイサービス」を利用されている児童が卒業後に、同じようなサービスを求めた時にはどうなっていくのでしょうか。これについては平成 27 年度の実情ですから、「放課後等デイサービス」の課題に盛り込めるのではないのでしょうか。また、「放課後等デイサービス」に関しては、国の方も見直していくということを聞いています。親御さんの就労支援という側面はあるにしても、本当に必要なサービスの利用のあり方を、利用計画にきちんと組み込むことができるのでしょうか。セルフプランから専門相談支援員作成の利用計画に移行したときに、親の要望に負けてなかなかできないといったことも聞きます。その中で、「放課後等デイサービス」と、その利用のあり方について、「事業所と親と学校が連携しながらどのように成り立っていけば良いのか。」ということ、今後の課題として認識したことも資料に盛り込んでいただけたらと思います。よろしくをお願いします。

庄司会長： 大変難しい問題だと思えますが、移動支援についてどのように対応していくのか、事務局からお願いします。

事務局： まず、38 ページの「グループホーム」についての記述ですが、おっしゃっていただいた通り、人材確保の問題が大きいことを認識しておりますので、追加したいと思います。

2 点目の「移動支援」について、支給量が伸びていますが、支給限度量の変更はしておりませんので、原則、月 20 時間までとなっております。ただ、「もう少し、増やせないか。」等のご要望もあるため、支給決定の基準の見直しを行っているところです。47 ページにある平成 27 年度の実績量に関しては、20 時間の限度の中で利用率が上がったことにより、時間数も伸びているのかなと認識しております。それから「放課後等デイサービス」について、こちらも株式会社の参入で、多種多様なサービスを提供する事業所が増えております。79 ページに個票がありますが、課題として質の担保があがっております。サービスの利用のあり方等につきましても所管課の発達支援課が認識しておりますので、記述については

検討させていただきます。また、成人の方のサービスですが、「移動支援」と「日中一時支援」を併せてご利用されている方もいらっしゃると思います。ただ、「日中一時支援」は、地域生活支援事業の必須事業ではないので資料への掲載はありませんが、支給決定は、市でいたしております。

事務局： 市川市では、「就労移行支援事業所」と「放課後等デイサービス」が千葉市に続いて 2 番目に多くなっております。そのため、「放課後等デイサービス」のサービス内容は、学習機能、運動機能に特化したところなど多様で、週に 3、4 箇所を組み合わせて利用している方も決して少なくありません。午前中に「グループスーパービジョン」がありまして、児童の事例検討を行いました。その中でも、やはりセルフプランではなくて、計画相談が必要だという話が出ております。市としては、しっかりと取り組み、セルフプランから相談支援専門員の利用計画に移れる体制を、整えていかなければいけないと思っております。

庄司会長： ありがとうございます。よろしく願いいたします。他にありますでしょうか。  
一同： (なし)

### 3 次期計画策定に関するアンケート調査内容の検討について

庄司会長： それでは、二つ目の議題に移りたいと思います。「次期計画策定に関するアンケート調査内容の検討について」です。事務局より資料の説明をお願いします。

事務局より分科会資料 2、3 の説明。

庄司会長： ご意見、ご質問がある方はどうぞお願いします。

小野委員： 32 ページの問 21 について。差別制限を超えて選択された回答に解消法に基づく社会づくりを進めるうえでの社会的障壁の除去に関する問いで、選択肢は 19 ありますが、(○は 4 つまで) になっています。私としてはもう少し選びたいなと思います。統計を取るうえで、○が少ない方が取りやすいとか、前回の調査と合わせるため等、理由はわからないのですが、4 つというのは何か意味があるのですか。希望としてはせめて 5 つくらいにしてほしいと思います。

事務局： はい。○が多すぎてしまうと、何が重要かわからなくなってしまうので、一定の数で切らせていただきました。概ね 4 つくらいかなというところでの設定で、変更は可能ですので、5 つまでにさせていただきます。

庄司会長： もしも、4 つまでの制限のところにも 5 つ、6 つ、○をつけてしまったら、集計に反映されないのでしょうか。のですか。

事務局： それにつきましては、集計・分析を行うコンサルタントと協議しなければならないところですが、制限を超えて選択された回答に関しても、できるだけ集計に反映させられるようにしたいと思っております。

庄司会長： 他にご質問はございますか。

柴田委員： このアンケート調査は、「療育手帳を持つ市民 500 人、手帳を持たない市民 500

人」ということですが、これは療育手帳所持者と、手帳を持たない市民の扱いが同等になるのでしょうか。

庄司会長： これは、全体では何人くらいになるのでしょうか。

事務局： 身体障害者手帳をお持ちの方から 1500 人、療育手帳という知的に障害がある方の手帳をお持ちの方から 500 人、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方から 500 人と、手帳を持っていない方の中から 500 人です。手帳を持っていない方のみ、16 歳以上という条件をつけさせていただいております。

柴田委員： そうすると、こどもは療育手帳を持っているが、自身は手帳を持っていない親は、手帳を持たない市民と同等の扱いになるのかということですか。

事務局： 資料 2 の 1 ページの四角の枠内をご覧ください。「この調査票は、手帳を持っておられる、あてなのご本人のお考えや暮らしぶりをお聞きするものです。」とあります。ただし、知的障害や、重度の精神障害の方など障害によっては、ご自身で答えるのが難しい方もいらっしゃると思いますので、その次に「もし、ご本人がご記入できない場合は、どなたかがご本人のご意見を聞いて、または、ご本人の立場にたってお答えくださいますよう、お願いします。」と記載しております。この場合の「どなたか」とは、ご家族や介護をされている方を想定しております。ですので、実際にお答えになるのは親御さんになるかもしれないのですが、それは療育手帳所持者の 500 人の中で処理をさせていただくこととなります。

柴田委員： ということは、一般の市民 500 人の方とは別にアンケートに答えていただくという解釈でよろしいですか。

事務局： はい。左様でございます。

庄司会長： ご家族の意見が反映されるかどうかということですね。

柴田委員： はい。障害者の親御さんは手帳をお持ちでない方が多いですから、一般の市民と同じ扱いなのか、区別があるのかということをお伺いしました。

事務局： 無作為で選んでおりますので、対象者として選ばれる可能性はあります。

石原委員： 手帳を持っている方のご家族は、手帳を持たない市民として無作為抽出される対象になるのかということと、ご本人がアンケートに答えられる場合、ご家族の意見を聞く場があるのか、ないのかをお聞きしたいです。

事務局： 1 点目ですが、例えば、療育手帳をお持ちの方の親御さんで、ご自身は手帳を持っていない場合、非所持者の 500 人の母集団に含まれます。また、軽度の療育手帳の所持者で、ご自身が回答できる場合は、基本的にはご自身で書いていただくということが前提になります。それができない場合のみ、ご家族や介助者の方に代わりに回答していただくということになります。今回はご家族の意見を伺う専用の枠は特段設けておりません。ただ、今ご説明させていただいた方法で一定数は拾えるものと考えております。

庄司会長： それから、もう一点のご質問で、ご家族の意見を反映させるような場や、機会というものはあるのでしょうか。

事務局： 今回のアンケートに関しては、今申した形ですが、今後、計画を策定していく中では、平成 26 年度に「第 2 次いちかわハートフルプラン」を策定したときのように、パブリックコメントや、講演会でのアンケート実施を検討しております。また、市川市には「障害者団体連絡会」という障害当事者の団体がございます。所属団体が 23 団体あると思いますが、26 年度は個別にヒヤリングを行い、意見を集約した上で計画に反映させておりますので、今回に関しましても同様の方法を現段階では想定しております。

庄司会長： ありがとうございます。その他に何かございますか。

松浦委員： こういうアンケートの場合は、当然、プロの方が統計学をベースとして作られていると思います。分析がどういう形で出てくるのかわからないのですが、お願いしたいのは、市川市で「今後住み続けるのかどうか」ということを、できれば数値で出して欲しいと思います。というのも、実際携わっている中で、利用者さんが「将来、家族がいなくなったらどうしよう」、「今受けているサービスがとても良いけれど、サービスが断ち切れたらどうなってしまうのか」等の将来的な不安を常に口にされています。少し暗い話になりますが、きちんと分析し、結果としてでたものが、次年度以降の審議会のテーマになってくるとと思います。それが計画に反映されないと、結局また数値目標ばかり並べるような、なかなか現実に即さない計画になってしまう恐れもあるので、生の声というのを感じてほしいなと思います。

庄司会長： ありがとうございます。大事なことだと思います。事務局お願いします。

松浦委員： 住み続けられるというのは、このエリアで将来的にも生活していけるのかどうかということです。それは経済的なこともあるとは思いますが。

事務局： はい。今お話いただいた「市川で済み続けるのか」という部分につきまして、20 ページの間 31 に、「あなたはこれからどのように暮らしたいですか。」という設問があります。選択肢には、「家族と同居」、「結婚して家庭を持つ」、「一人暮らし」、「グループホーム等」、「福祉施設入所」等があり、当てはまるものすべてを選んでいただけるようにしております。この回答から分析することによって、将来どういった生活を望んでいらっしゃる方が多いのかといった傾向は、掴めるのではないかと考えております。そういった部分を計画に反映させていきたいと思っております。

庄司会長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。

村山委員： いくつかあります。まず、8 ページの間 15 「あなたのお宅の生活費をどのようにまかなっていますか。」という設問ですが、これは、「あなた自身の生活費」ということではないのですか。「あなたのお宅の生活費」と言うと、家族や援護者がいるイメージがあるので、「あなた自身の生活費」とする方が、回答にすんなりと結びつくような気がします。

次は、10 ページの間 19 「あなたが介助や見守りを受けている時間は、ふつう

の1日で合計して何時間ぐらいですか。(施設で介助や見守りを受けている時間も含めます。)」とありますが、これは、日中活動系サービスを利用している時間も含めるということですか。例えば、私の場合だと、「家で家族が見守りをしている時間は、日中何時間と、夕方から朝までの何時間かな。」というイメージで答えるのですが、日中活動系サービスの利用時間も入れたら「20時間かな」というイメージになってしまいます。寝ている以外全部というようなイメージです。その辺がどちらになるかを教えていただきたいです。

もう1点は、10ページの付問18-1で、「主な介助者が、病気や事故、用事などで一時的に介助ができなくなった場合、どうしていますか。」という設問で、○は1つまでなのですが、これは私が答える場合、1つでは厳しいですね。家族だけでは困るから、例えば、レスパイトも頼むとか、最低2つ、できれば3つ選びたいというのが現状です。それから、7番の「施設や病院などに一時的に入る」というところに短期入所も含むのなら、(短期入所)と書いていただきたいです。

次は、20ページの間31グループホームについてですが、注釈※のところ、「日中は、職場や通所サービスに通う」等と書いていただかないと、重度の方の親御さんはグループホームを選びにくいです。入所施設ではなくグループホームを選ぶという方は、まだまだそれほど増えておらず入所志向が強いです。ですから、グループホームに入ったとしても、「日中は今まで通っていたところに通える」という記載があれば、そういう選択もできることがわかります。今までも、いろいろなお話してきましたが、この点が結構大事なポイントです。高齢者のグループホームと違って、ずっとそこで過ごすのではなく、ある程度元気なうちは日中どこかに通い、仕事や活動をするイメージですので、※のところ書き加えていただきたいと思いました。

次は、26ページの間9ですが、「あなたは健康・福祉分野のうち、特にどのような領域に関心がありますか。」という設問に対しても、回答は1つではなく2つくらいほしいと思います。これは、一般市民の意識を聞くわけですよね。手帳を持っていない方の意識を聞くときに、1つだけというのは選びにくいし、2つくらい選んでいただいた方が、意識の向上に繋がるのかなと思うのでお願いしたいです。

最後に、31ページで「これからの障害福祉についてお聞きします」として差別解消法の話が出てきておりますが、問20で「あなたの身の回りでは、差別の解消が実現されていると思いますか。」という設問は、わかりにくいのではとっと思っていて、簡潔に書くのであれば「障害のある人に対する偏見や差別の解消が…」となると思います。ただ、偏見という言葉はきついでしょうか。

戸坂委員： 差別より偏見の方がきついと思います。

村山委員： その辺が少し気になったところですが、それでは、穏やかな方がいいですね。私からは以上です。

庄司会長： ありがとうございます。たくさん出ましたので、これらの対応についてお願いいたします。

事務局： まず、8 ページの間 15 ですが、同居の家族がいるかを前の段階（問 4）で聞いております。それを前提として、ご家族と同居の方、単身の方も当然いらっしゃると思いますので、実際の世帯の生活費をお伺いさせていただいております。そのため、「あなた」だけではない、「あなたのお宅の」と記載しております。

10 ページの間 19、「介助や見守りを受けている時間」については、括弧書きで記載しておりますが、施設で受けている時間も含めます。今おっしゃった通り、「施設で受けている時間を含めると 24 時間になってしまう」ということも確かにあると思いますが、そうであれば 6 番の選択肢（12 時間以上）を選んでいただくようお願いいたします。施設に通っている方でも、介助や見守りを受けずに活動されている軽度の方もいらっしゃると思いますので、実際に見守りの目や、手助けが必要な時間という認識で回答いただければと思います。

次に、付問 18-1 の選択肢が 2 つか 3 つ欲しいというご意見ですが、当然、1 つに限られるものではないと承知しております。これは、「一時的に介助ができなくなった場合、一番多く取る方法はどれですか。」ということを含んでいるのですが、それでは 2 つまでにしましょうか。

村山委員： 1 つだと、家族がいたら回答は家族だけになってしまうので、本当のニーズが現れないです。家族が困ったときに、本当は頼みたいという状況があります。

事務局： わかりました。それでは、付問 18-1 は、回答を 2 つまでということで調整いたします。また、選択肢の 7 番には（ショートステイを含む）と文言を加えたいと思います。

次に、20 ページの 問 31 は、「これからどのように暮らしたいですか」という設問で、一緒に暮らす方や、場所を選択肢に入れてあります。そして、次の 問 32 では、「これからどのような活動に取り組んでいきたいですか。」とお聞きしています。この部分が、村山委員のおっしゃった日中活動に相当するかなと思っております。また、グループホームについての説明につきましては、実際に仕事や通所施設に通われている方もいらっしゃいますので、※の部分に具体的な表現で記載させていただきます。

次に、26 ページですが、このページから手帳を持たない市民の方向けの設問となります。問 9 につきまして、こちらも回答は 1 つになっていますが、2 つに修正させていただきます。

最後、31 ページの 問 19 は、「差別の解消」という言葉のままでよろしいということですね。

庄司会長： ありがとうございます。これは法律で定められた文言の方が、良いのかなと思います。それでは、他にご質問等ございますか。

天野委員： 今、ここで何点か修正があったと思いますが、これに回答して、9 月 2 日まで

に投函していただくということだと、いつ頃に発送されるのでしょうか。もう 8 月になるので、発送先は既に決まっていると思いますが、何割くらいの回収を見込むのでしょうか。8 月はお盆や、夏休み等で健常者 500 人の回収率が、非常に低くなるのではないかと懸念されます。一方で、障害のある方は「これだけの長いアンケートにお答えするだけの時間があるのか。」「苦痛ではないかな。」と少し感じました。いかがでしょうか。

庄司会長： 回答数がかなり多いので、「負担がかからないでしょうか」ということですか。

天野委員： 障害を持った方に対して、項目がたくさんあるので、回答するのに期間が短いのではないかとと思うのですが。

柴田委員： 私たちの団体「市川市身体障害者福祉会」は、身体障害者手帳所持者で構成されておりますが、他には、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳がございます。障害者団体は現在、20 団体ほどで、障害者団体連絡会という名称で会議を行っており、自立支援協議会にも委員として参加しております。本日は、障害者団体連絡会、自立支援協議会から、市に提言書を提出しております。内容をご検討いただいて、障害者専門分科会でもご審議いただきたいと思っております。障害者団体連絡会には、身体障害者福祉会からは私ではなく、他の委員を出しておりますが、防災訓練に参加する等の活動もしていると聞いております。各団体によっていろいろ意見はございますが、それを持ち寄って社会福祉審議会、障害者専門分科会でご検討頂戴できればと願っております。

庄司会長： はい。アンケートの回収の期間と、回収率、回収についての見通しをお願いします。

事務局： 投函期限を 9 月 2 日と記載させていただいておりますが、これは、こちらの現時点で想定している日付となっております。これからのスケジュールに関しましては、今日いただいたご意見を反映させて修正したものを、アンケートとして確定させたいと思います。対象者の抽出は終わっておりますので、アンケート調査票を 3000 部印刷した後に、返信用の封筒を同封して、郵送で配布する形になっております。こちらの想定としては、どんなに遅くてもお盆前には発送したいと思っております。今日いただいたご意見での修正は僅かですので、来週中（8 月 5 日）までには、発送できるのではないかと思います。回収は 9 月 2 日ということですが、想定している回収率は全体で 6 割です。10 年前に基本計画を作ったときは、確かに天野委員がおっしゃった通り、手帳非所持者の回収率は 45%程度でした。手帳をお持ちの方の回収率は 65%で、平均すると、概ね変わらないのかなと思っております。

庄司会長： ありがとうございます。その他に何かございますか。

一同： (なし)

庄司会長： それでは、その他ということで、事務局より 1 件報告があるようです。



#### 4 その他

事務局（障害者支援課）より当日配布資料について説明。

庄司会長：     ありがとうございました。それでは、そろそろ審議を終わりたいと思います。  
以上で、本日予定されていた議事はすべて終了いたしました。何かございますか。  
特になければ、事務局から連絡事項はございますか。

事務局：     長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。本日もご審議いただきましたアンケート調査につきましては、準備が整い次第発送し、順次、回収・集計・分析に入りたいと思います。また、年明け1月に予定されております、第2回障害者福祉専門分科会において、結果の報告をさせていただく予定になっております。

また「第2次いちかわハートフルプラン」の進捗報告については、12月開催予定の第2回市川市社会福祉審議会において、本日の分科会でのご審議を踏まえて報告を行う予定です。

なお、次回の専門分科会の開催は、年明け1月の予定ですが、詳細が決まりましたら事務局よりお知らせいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

庄司会長：     ありがとうございました。それではこれで、第1回障害者福祉専門分科会を終了します。どうもありがとうございました。

#### 5 閉会

【 午後3時40分閉会 】

平成28年7月27日

市川市社会福祉審議会

障害者福祉専門分科会会長 庄司 妃佐